

岐南町南町民センター指定管理運営業務仕様書

岐南町南町民センターの指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、関係法令、条例、規則に定めがあるもののほか、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、岐南町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例に基づき岐南町南町民センター（以下「本施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法等について定めることを目的とする。

2 本施設の管理運営に関する基本的な考え方

本施設は、一般住民の学習、保育、休養及び集会の用に供する目的から設置されている。

本施設の設置目的を遂げるため、円滑な事業の推進及び適切な維持管理ができるよう、当該施設に関連する法令や条例等とともに、次の事項を遵守すること。

- (1) 管理を行うにあたり、利用者の安全確保を第一とし、施設等の日常又は定期的な保守業務及び点検業務を行うこと。
- (2) 住民活動の支援・助長をする公共施設としての運営を行うこと。
- (3) 地域住民の平等利用が確保され、また、利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (4) 効率的かつ効果的な運営を行い、経費の削減に努めること。
- (5) 個人情報の保護には十分注意すること。
- (6) 災害時、緊急時に備えた危機管理体制を確立すること。
- (7) 創意工夫に満ちた自主事業を積極的に実施し、地域活性化に貢献すること。
- (8) 地域づくりの拠点として、地域住民及び各種団体等との交流を積極的に図ること。

3 施設の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 名称 | 岐南町南町民センター |
| (2) 所在地 | 岐南町徳田8丁目97番地 |
| (3) 建物構造 | 鉄筋コンクリート造2階建（延564.9㎡）1棟
鉄骨造平屋建（6.9㎡）1棟 |
| (4) 管理対象面積 | 958.0㎡ |

4 開館時間等

本施設の開館（利用）時間、休館日等は、下記のとおりとする。ただし、あらかじめ町長の承認を得た場合は、これを変更し、又は臨時に開館若しくは休館することができる。

- (1) 開館時間
午前9時から午後10時まで（利用時間は、午前9時から午後9時30分まで）
※ただし、午後5時から午後10時の館内勤務は、利用申請がある場合に限る。
- (2) 休館日
毎週月曜日、12月29日から翌年1月3日まで

5 指定管理期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで（3年間）

6 指定管理料

- (1) 指定管理料は、毎年度、指定管理者から提出された事業計画書の額に基づき、予算編成及び議会による議決を経て、年度協定書で定める額とする。
- (2) 指定管理料の支払方法については、協定書で定めた各年度の額を上限として、指定管理者からの請求に基づき、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を分割して支払うものとする。支払い時期や額等詳細については、協議の上、協定書にて定める。
- (3) 指定管理料に含まれるものは、人件費、電気料金、上下水道料金、燃料費、通信運搬費、2万円未満の修繕費。

7 施設の利用料金について

岐南町学習等供用施設設置条例（昭和61年条例第23号）に規定する利用料金制を採用のため、利用料金を指定管理者の収入として運営すること。

8 業務内容

- (1) 施設の運営に関すること
 - ① 使用許可申請書の受付及び許可書の交付
 - ② 利用料金の徴収及び還付
 - ③ 毎日の売上げ及び利用者数の集計及び統計資料等の作成
 - ④ 売上金の管理及び収支関連帳簿の整備※②の利用料金の還付については、岐南町長が規則で定める使用料返還請求書を準用した様式又は指定管理者が作成する利用料金返還請求書を申請者に記入、提出させること。
- (2) 施設及び設備の維持管理及び修繕等に関すること
 - ① 清掃等維持管理業務
 - ② 簡易な修繕
 - ③ 解錠、施錠の確認
 - ④ 経理業務（燃料費、電気料金、上下水道料金の支払い等）
 - ⑤ 防火管理者を選任し、消防計画を策定
- (3) 地域の交流拠点に関すること
 - ① 自主事業による地域活性化
 - ② 地域住民及び各種団体との交流、連携

9 職員の配置

開館時間中は、常時1名以上職員を配置し、業務を遂行すること。

10 個人情報の取扱い

- ① 指定管理者は、本管理業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合は、岐南町個人情報保護条例等に則して、その取扱いには十分留意し、漏洩、滅失の防止に努め、また個人情報保護に必要な措置を講じること。
- ② 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならない。この協定の期間が終了した後も同様とする。
- ③ 保有する個人情報を適正に管理するため、管理責任者を置き、従事者に対し、必要な指

導をしなければならない。

- ④ 個人情報に関するものについては、その管理を厳重に行うものとする。

1.1 事業報告書等の提出

指定管理者は、以下のとおり、報告書を作成し、町長に提出すること。

(1) 毎月提出

- ① 業務実施状況報告書
- ② 利用状況報告書
- ③ 上記のほか、業務の実態等を把握するために必要な報告書

(2) 毎年度終了後

- ① 業務実施状況報告書（当該年度分）
- ② 利用状況報告書（当該年度分）
- ③ 収支決算報告書（当該年度分）
- ④ 上記のほか、業務の実態等を把握するために必要な報告書

(3) 指定期間終了後

- ① 業務実施状況報告書（3年分）
- ② 利用状況報告書（3年分）
- ③ 上記のほか、業務の実態等を把握するために必要な報告書

※その他、町長が必要とする事項について、求めに応じて報告する。

- (4) 提出資料は、岐南町情報公開条例（平成12年岐南町条例第15号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、町が必要と認める場合には、その全部又は一部を公表できるものとする。

1.2 防災拠点としての役割

岐南町地域防災計画の中で避難所としての役割を担うため、町は適切な措置を行う一環として、指定管理者が行う業務の一部または全部の停止を命じることができる。

管理業務時間内にあつては、避難住民の受け入れなど、町の防災対策に協力すること。

1.3 町と指定管理者の責任分担

町と指定管理者の責任分担は、次のとおりとする。ただし、次に定められた責任分担に疑義がある場合、または定めのない責任が生じた場合は、町と指定管理者が協議のうえ、責任分担を決定するものとする。

○運営上の責任分担

種類	内容	責任負担	
		岐南町	指定管理者
社会情勢等の変動による損失	年度途中での、物価、賃金水準や金利の変動による経費の増加	両者の協議による	
	需用見込みの変化や競合施設によるもの		○
法令等の変更	施設管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	上記以外の法令変更		○

施設・設備・備品の損傷	施設・設備の修繕 【2万円未満の場合（原則1ヵ所）】		○
	施設・設備の修繕 【2万円以上の場合（原則1ヵ所）】	○	
	大規模な改修等資本的増加である工事	○	
	消耗品、備品の購入	○	
	指定管理者の管理上の瑕疵及び責めに帰すべき事由による損傷		○
	第三者の行為から生じた小規模なもので相手方が特定できないもの 【2万円未満の場合（原則1ヵ所）】		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの 【2万円以上の場合（原則1ヵ所）】	○	
資料等の損傷	指定管理者としての注意業務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	両者の協議による	
債務不履行	岐南町が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
性能不適合	協定により定めた、管理運営サービスの要求水準に不適合		○
書類の誤り	仕様書等において、岐南町が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	岐南町側の要因により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の管理運営経費の増加経費の負担	○	
	上記以外の場合	両者の協議による	
不可抗力	地震、台風等の自然災害、暴動等による業務の変更、中止、延期又は臨時休業	両者の協議による	
個人情報の保護	指定管理者の責めに帰すべき事由により、情報の漏洩又はこれに伴う犯罪の発生		○
管理運営費の上昇	指定管理者側の要因による管理運営費の増加		○
	岐南町側の要因による管理運営費の増加	○	

1.4 損害賠償

- (1) 故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を町に賠償しなければならない。ただし、町が特別の事情があると認めたときは、町はその全部又は一部を免除することができるものとする。
- (2) 本業務の実施において指定管理者に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が町の責めに帰すべき事由又は町・指定管理者の責めに帰すことのできない事由による場合は、その限りでない。
- (3) 指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に対して損害を与えた場合は、国家賠償法第1条の規定により、施設の設置者である町が賠償責任を負う。ただし、町は、町が負ったその賠償について指定管理者に対して求償することができるものとする。

(参考) 現在、町が加入している保険内容は次のとおりである。

- ①保険の名称 全国町村会総合賠償補償保険
- ②保険契約の相手方 全国町村会
- ③保険内容
 - 対人賠償 1名につき1.5億円、1事故につき1.5億円
 - 対物賠償 1事故につき2,000万円

1.5 立入検査について

岐南町は必要に応じ、管理物件等並びに管理運営状況について実地に検査を行う。指定管理者は、合理的な理由はなく、これを拒否することができない。

1.6 その他

この仕様書に規定するものの他、業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は町と協議して決定する。

管理運営に係る法令等

1 法令

地方自治法及び同施行令
個人情報保護に関する法律
消防法
労働基準法
その他関係法令

2 条例等

岐南町学習等供用施設設置条例及び同施行規則
岐南町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例及び同規則
岐南町個人情報保護条例及び同施行規則
岐南町会計規則
岐南町情報公開条例及び同施行規則